

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長

市町村名 (市町村コード)	富田林市 (27214)
地域名 (地域内農業集落名)	東板持 (東板持第一・東板持第二)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業上の利用が行われる農用地等面積は14.6haあり、12.6haが農用地区域に指定されている。また、10.2haが農地整備が実施されている。全体の約5%が利用権設定及び小作権設定済の集積された農地である。

アンケート結果より、60代以上が85%を占め、高齢化が浮き彫りになるなか、後継者無し及び無回答が67%である。

加えて、後継者不在の中、集積率としては前述のとおり5%程と低い数字である。そのため、今後新規就農者や認定農業者、法人による利用集積を進めることが喫緊の課題とされる。

【地域の基礎的データ(R02農林業センサスより)】

東板持:基幹的従事者数:9人(うち50歳未満0人)、団体経営体(法人・集落営農組織等)なし、従業員等0人、主な作物:水稻、里芋、なす、はくさい、キャベツ、たまねぎ

(2) 地域における農業の将来の在り方

自己耕作は、16%であるが、可能な範囲で、現在の水稻栽培を実施し、農地整備された箇所においては高収益作物の営農形態の維持を目指す。自己耕作以外の農地については、担い手への集積、農作業委託を検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。南側では山林化が進んでおり、アンケート結果を見ても、10年以内の意向調査で自己耕作の意思表示をしている人は見受けられない。今後地域計画の見直しを実施していく際に、策定範囲を十分に協議していく必要がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を含む地域農業の担い手への農地集積を進める。また集積化の際に、可能な限り連坦化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
部分的な農道・水路の補修、更新を実施する。また、本地区に導入可能な基盤整備についても検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
引き続き、新規就農者や農業参入する企業の誘致を進める。特に、農地整備が施された箇所については重点的に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、農作業委託についても選択肢の一つとして活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

本地区の策定範囲からは外れるが、西板持地区内の西板持九丁目の土地において、今回の東板持地区協議の参加者が所有している箇所が多々見受けられた。西板持地区の協議を開催する際には、策定区域を越えた土地所有者の参加を求める。